共同研究契約書

国立大学法人東京工業大学（以下「甲」という。）と、＊＊＊＊＊＊株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間における共同研究の実施に関し、以下の通り契約を締結する。

（定義）

第1条　本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「本共同研究」とは、甲及び乙が共同で実施する別紙1の1記載の研究をいう。
2. 「発明等」とは、発明、考案、意匠、商標、回路配置及び品種をいう。
3. 「特許等」とは、発明等に関する特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録、回路配置利用権の設定登録及び品種登録（外国におけるこれらの制度に相当するものを含む。）をいう。
4. 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び回路配置利用権及び育成者権（外国におけるこれらの権利に相当するものを含む。）をいう。
5. 「プログラム等著作物」とは、プログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。
6. 「ノウハウ」とは、秘匿することが可能であって、かつ、財産的価値を有する技術情報のうち、甲乙協議の上、特に指定するものをいう。
7. 「研究成果」とは、本共同研究の過程において、又は本共同研究の結果として得られた、発明等、プログラム等著作物、ノウハウ、有体物その他の技術的成果をいう。
8. 発明等について「実施」とは、特許法が定める発明についての実施その他の、特許権等を規定する各法律が定める発明等の利用行為をいう。
9. 「乙の関連会社等」とは、次の株式会社のことをいう。
10. 乙の総株主の議決権の過半数を直接又は間接的に有する株式会社
11. 乙が、総株主の議決権の過半数を直接又は間接的に有する株式会社
12. 本号①に規定する株式会社が、総株主の議決権の過半数を直接又は間接的に有する株式会社（乙を除く。）
13. もっぱら乙又は本号①から③に規定する株式会社のために製品を製造する株式会社

（共同研究の実施）

第2条　甲及び乙は、以下の各条項に従い、相互に協力し、効率的かつ効果的に本共同研究を実施する。

（共同研究の期間）

第3条　本共同研究を実施する期間（以下「研究期間」という。）は、別紙1の2記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、研究期間を延長し、又は短縮することができる。

2　甲及び乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、本共同研究を中止することができる。この場合、甲及び乙は、当該中止に伴い相手方に生ずる損害について責任を負わない。

（研究担当者等）

第4条　甲及び乙は、本共同研究に従事する各当事者の研究者（以下「研究担当者」という。）として、別紙1の3-1記載の者をそれぞれ指名する。

2　甲及び乙は、研究担当者のうち、各当事者における本共同研究を統括する者（以下「研究代表者」という。）として、別紙1の3-1において研究代表者の表示のある者をそれぞれ指名する。

3　甲及び乙は、研究担当者に協力して各当事者における本共同研究に従事する者（以下「研究協力者」という。）として、別紙1の3-2に記載する者をそれぞれ指名する。研究協力者は、これを指名した当事者の研究担当者とみなし、本契約の各条項を適用する。研究協力者を指名した当事者は、自己の責任において自己の研究協力者に本契約の内容を遵守させなければならない。

4　甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、自己の研究担当者、研究代表者又は研究協力者を新たに指名し、又はこれを変更することができる。

5　乙は、民間等共同研究員（乙の研究担当者であって、甲の研究実施場所において、甲の施設・設備を用いて本共同研究を担当し、実施する者をいう。）として、別紙1の4記載の者を指名する。この場合、乙は、甲の定める研究料（以下「研究料」という。）を甲に支払う。

6　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、自己における本共同研究の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

（研究情報の交換）

第5条　甲及び乙は、自己の判断に従い、自己が保有する情報（試料を含む。）であって、本共同研究の実施に必要とするもの（以下「研究情報」という。）を随時相手方に開示し、又は提供する。ただし、第三者との契約で秘密保持義務を負っているものについてはこの限りでない。

2　甲及び乙は、相手方の要求があったときは、速やかに、相手方から有形的方法（電子メールその他の電子的手段を含む。）により開示又は提供を受けた研究情報を相手方に返還し、又は廃棄若しくは消去する。

（設備の供用）

第6条　甲は、自己が保有する設備であって、本共同研究の実施に必要とするものを自己における本共同研究の実施の用に供する。

2　乙が、自己が保有する設備であって、本共同研究の実施に必要とするものを甲の研究実施場所に設置し、甲及び乙における本共同研究の実施の用に供する場合、当該設備（以下本項において「本設備」という。）の取扱いを次の通りとする。

1. 本設備の名称、型式及び数量は、別紙1の5記載の通りとする。
2. 乙は、自己の費用負担において、本設備を甲の研究実施場所に設置する。
3. 甲は、常に善良な管理者の注意をもって、本設備を管理する。
4. 本設備の使用、維持及び保全に関する費用は、乙の負担とする。
5. 乙は、甲の要求に従い、自己の費用負担において、本設備を甲の研究実施場所から撤去する。

（研究経費）

第7条　乙は、甲における本共同研究の実施に要する経費（以下「研究経費」という。）として、別紙1の6記載の金額を甲に支払う。

2　甲は、乙が前項により支払った研究経費を返還しない。ただし、天災事変によりやむを得ず本共同研究を継続できない場合等、甲が返還を必要と認めた場合はこの限りではない。

（研究経費の支払い）

第8条　乙は、甲の会計担当役が発行し、乙に交付する請求書の発行日から30日後の日（その日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その翌日とする。）を支払期日とし、甲の指定する銀行口座宛ての振込みの方法により、研究経費を甲に支払う。

2　乙が、研究経費を分割して甲に支払う場合、その支払金額及び支払期日は、別紙1の7の記載の通りとする。この場合、甲は、各支払期日の30日前までに、甲の会計担当役の発行する請求書を乙に交付する。

3　乙が前二項に規定される支払期日までに研究経費を支払わないときは、甲は乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年3％の割合で計算した延滞金を請求できるものとする。乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費の管理）

第9条　甲は、自己の規則の定めに従い、研究経費を管理し、かつ、研究経費の管理に関する記録を作成し、保存する。

2　甲は、乙が、当該記録の閲覧、複写又は研究経費の管理に関する報告書の提出を甲に申し出たときは、これに応じなければならない。

3　甲が研究経費を本共同研究に要する物品の購入費に充てた場合、当該物品は、甲の所有とする。

4　甲及び乙は、乙による特別試験研究費税額控除制度の適用に関して、別紙2の記載に従い対応する。

（研究経費の不足）

第10条　研究期間を延長する場合において、研究経費に不足を生ずるときは、甲乙協議の上、研究経費の当該不足部分の取扱いを定める。

（成果報告書）

第11条　甲及び乙は、研究期間の終了後30日内に、互いに協力して研究成果を確認し、かつ、当該研究成果に関する報告書を作成する。

（ノウハウの確認）

第12条　甲及び乙は、前条の報告書の完成までに、協議の上、ノウハウとする研究成果を書面により指定し、次項に従い定める期間、これを秘匿する。

2　前項の指定に際し、甲及び乙は、ノウハウを秘匿すべき期間（原則として研究期間中及び研究期間終了後3年間とする）及びその利用条件を協議し、覚書等に定める。

（研究成果に関する権利の帰属）

第13条　甲及び乙は、自己の研究担当者が研究成果として得た発明等に関して特許等を受ける権利を、自己の規則等に従い自己に承継又は帰属させる。

2　甲及び乙は、自己の研究担当者が研究成果として発明等を得たときは、速やかに相手方に通知し、次項の規定に従い当該発明等に関する権利の帰属を決定する。

3　甲の研究担当者又は乙の研究担当者が研究成果として単独で得た発明等（以下「単独発明等」という。）に関して特許等を受ける権利は、当該研究担当者が所属する甲又は乙の単独所有とし、甲の研究担当者及び乙の研究担当者が研究成果として共同で得た発明等（以下「共同発明等」という。）に関して特許等を受ける権利は、甲及び乙の共有とする。

4　研究成果として得られたプログラム等著作物、ノウハウ及び有体物に関する権利の帰属は前三項に準じて協議の上決定する。ただし、プログラム等著作物について甲が自己の研究担当者からその著作権を取得しないときは、乙は、当該プログラム等著作物の取扱いについて、当該甲の研究担当者と協議して定めることができる。

（特許等の出願・費用）

第14条　甲及び乙は、自己の判断及び費用負担により、自己の単独発明等に関する特許等の出願を行い、特許権等の取得及び維持をすることができる。ただし、当該出願の前に、自己の単独発明等であることについて相手方の確認を取るものとし、確認を求められた相手方は速やかに対応する。

2　共同発明等に関する特許等の出願の要否及び出願する国等については甲乙協議の上決定する。共同発明等に関して特許等の出願を行う場合、甲及び乙は、別途協議の上締結する共同出願契約においてそれぞれの持分その他必要な事項を定め、同契約に従い、特許等の出願並びに特許権等の取得及び維持のための手続（以下「出願等手続」という。）を行う。

3　前項において、乙が出願を希望する国等における出願等手続に要する費用は乙が全額負担する。甲のみが出願を希望する国等における出願等手続に要する費用は甲が全額負担するものとし、当該国等においては、当該出願にかかる共同発明等については第16条を適用せず、その取扱いは甲乙別途協議して定める。

（甲の単独発明等の取扱い）

第15条　甲の単独発明等（以下「甲単独発明等」という。）について、甲が特許等の出願をするまでに、乙が当該甲単独発明等に関する権利の一部を譲り受けて甲乙共同で出願することを希望するときは、甲は当該甲単独発明等に関する特許等を受ける権利の一部を乙に譲渡する。当該権利の一部譲渡を行った甲単独発明等は、以後共同発明等とみなして本契約の規定を適用する。また、甲が特許等の出願をするまでに、乙が甲単独発明等に関する特許等を受ける権利の全部を有償で譲り受けることを希望するときは、甲は協議に応じる。

2　甲単独発明等について前項に従い権利の一部又は全部の譲渡がいずれも行われなかったときは、甲は、当該甲単独発明等について、自由に、第三者への実施許諾、特許等を受ける権利又は特許権等の第三者への譲渡その他の処分を行うことができる。乙が、甲単独発明等の出願後にその実施を希望する場合、乙が希望した時点で乙への実施許諾が可能なときは、甲は許諾の条件について乙との協議に応じる。

（共同発明等の取扱い）

第16条　甲及び乙が共同発明等について共同で出願を行う場合、当該共同発明等の取扱いは次の各号のとおりとする。なお、本条において、乙の関連会社等による実施は乙による実施とみなす。

(1) 乙は、共同発明等を商業的に実施する場合、甲乙別途協議の上定める合理的な実施料を甲に支払う。

(2) 甲及び乙は、第三者に対して共同発明等の実施権の許諾を行うときは、相手方の事前の書面による同意を得る。

(3）共同発明等について第三者から得る実施料は、持分比率に応じて甲乙間で分配する。

2　前項の規定にかかわらず、甲は、共同発明等の出願前に、当該共同発明等について、甲が乙の同意を得ることなく第三者に実施権を許諾できる取扱いとすることを乙に申し入れることができる。乙がこれに応じる場合、乙は、当該共同発明等の商業的な実施にかかる実施料を甲に支払うことを要しない。なお、この場合においても甲又は乙が第三者から得る実施料は持分比率に応じて甲乙間で分配する。

3　第1項の取扱いとした共同発明等について、甲は、乙が当該共同発明等の商業的な実施を行っていないときはいつでも、甲が乙の同意を得ることなく第三者に実施権を許諾できる取扱いに変更することを乙に申し入れることができる。乙がこれに応じる場合、乙は、以後、当該共同発明等の商業的な実施にかかる実施料を甲に支払うことを要しない。なお、この場合においても甲又は乙が第三者から得る実施料は持分比率に応じて甲乙間で分配する。

4　乙は、出願前又は出願後の任意の時期に、共同発明等に関する特許等を受ける権利又は特許権等の甲の持分全部の有償での譲受けを甲に申し入れることができる。この場合、甲は、当該譲渡について協議に応じる。

（甲による発明等の実施）

第17条　甲は、自己の研究担当者が研究成果として全部または一部を創出した発明等について、乙にその権利の全部を譲渡した場合も含め、第12条、第20条及び第21条の各規定を遵守の上、試験若しくは研究又は教育を目的として実施をすることができる。なお、当該発明等を創出した甲の研究担当者であって、後に他の大学その他の非営利の教育・研究機関に転じた者による、当該機関における試験若しくは研究又は教育を目的とする当該発明等の実施は、甲による実施とみなす。

（共有の権利の第三者譲渡・放棄）

第18条　甲及び乙は、共同発明等に関する特許等を受ける権利又は特許権等の自己の持分を第三者に譲渡するときは、相手方の書面による事前の同意を得なければならない。

2　甲及び乙は、共同発明等に関する特許等を受ける権利又は特許権等の自己の持分を放棄するときは、事前にこれを相手方に通知しなければならない。

（プログラム等著作物等の取扱い）

第19条　研究成果として得られたプログラム等著作物及び有体物の利用その他の取扱いについては、前二条を準用するほか、必要に応じ甲乙協議の上定める。

2　ノウハウについては、前二条を準用するほか、第12条第2項に従いその取扱いを定める。

（秘密保持）

第20条　甲及び乙は、研究期間中及び研究期間終了後3年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本共同研究に関して相手方から開示又は提供を受けた次の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は提供してはならない。

1. 相手方の技術上・営業上の情報であって、相手方が、文書、図面その他の有形的方法（電子メールその他の電子的手段を含む。）により開示し、又は提供するに際し、当該有形的方法上に秘密である旨を表示したもの
2. 相手方の技術上・営業上の情報であって、相手方が、口頭、映像その他の無形的方法により開示し、又は提供するに際し、適宜の方法により秘密である旨を表示し、かつ、開示後30日以内に、書面をもって秘密である旨を通知したもの

2　次の各号の一に該当するものは、これを秘密情報としない。

1. 相手方から開示又は提供を受けた時に、自己が既に保有していたもの
2. 相手方から開示又は提供を受けた時に、既に公知であったもの
3. 相手方から開示又は提供を受けた後に、自己の責めによることなく、公知となったもの
4. 自己が、正当な権原を有する第三者から、守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
5. 相手方から開示又は提供を受けた秘密情報によることなく、自己が独自に開発し、又は取得したもの

3　甲及び乙は、自己の研究担当者その他自己に所属する者であって本契約の目的のために秘密情報を知る必要のある者（以下「開示対象者」という。）に限り、秘密情報を開示することができる。この場合、甲及び乙は、自己の開示対象者に対し、秘密情報について本契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課し、開示対象者が自己の所属を離れた後も含め、開示対象者による義務の履行について、一切の責任を負う。

4　第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を要求されたときは、事前に相手方に通知の上、必要最小限の範囲に限り、当該裁判所又は行政機関に相手方の秘密情報を開示することができる。

（秘密情報の使用）

第21条　甲及び乙は、研究期間中及び研究期間終了後3年間は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約以外の目的で、秘密情報（研究成果を除く。）を使用してはならない。

（研究成果の公開・発表）

第22条　甲及び乙は、研究期間中及び研究期間終了後2年間（研究期間が2年を超えるときは、各1年の終了後2年間とする。）に、研究成果（研究期間が2年を超えるときは、各1年に得られた研究成果とする。以下本条において同じ。）を公開し、又は発表するときは、当該研究成果の公開又は発表の日の30日前までに、書面によりその時期、方法及び内容を相手方に通知する。

2　前項の場合、甲及び乙は、相手方が、当該通知の受領後14日以内に、次の各号に規定する事由に基づく異議を申し出たときは、当該公開又は発表の時期、方法又は内容の変更について、相手方と協議しなければならない。

1. 当該研究成果の公開又は発表の内容がノウハウ若しくは秘密情報を含むこと。
2. 発明等に関する特許等の出願、特許権等の取得に支障を生ずること。
3. その他当該研究成果の公開又は発表が自己の利益を著しく損なうこと。

3　甲及び乙は、前2項の規定にかかわらず、公知である内容（本条に基づき公開し、又は発表した内容を含む。）について、自由に公開し、又は発表することができる。

（法令の遵守）

第23条　甲及び乙は、安全保障輸出管理に関する法令その他の、本共同研究の実施及び研究成果の取扱いに関して適用されるすべての法令を、それぞれ自己の責任において遵守する。

（反社会的勢力の排除）

第24条　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

　(1) 自己（自己の役員その他経営に実質的に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はその他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

　(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと

　(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

2　甲又は乙は、相手方の前項の確約が虚偽であった場合又は相手方が前項の確約に反する行為をした場合は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

3　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

（契約の解除）

第25条　甲及び乙は、相手方に本契約の履行に関する不正若しくは不当の行為又は故意若しくは過失による本契約上の義務の不履行があった場合において、当該不正若しくは不当の行為の除去又は当該義務の不履行の是正を相手方に催告し、かつ、相手方が、催告の受領後30日以内に当該行為を除去し、又は義務の不履行を是正しなかったときは、本契約を将来に向かって解除することができる。

（損害の賠償）

第26条　甲及び乙は、相手方に本契約の履行に関する不正若しくは不当の行為又は故意若しくは過失に基づく本契約上の義務の不履行があった場合において、当該不正若しくは不当の行為又は当該義務の不履行により、損害を被ったときは、相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。

（契約の有効期間）

第27条　本契約の有効期間は、研究期間と同一の期間とする。

（契約終了後の措置）

第28条　第9条（研究経費の管理）、第11条（成果報告書）、第12条（ノウハウの確認）、第13条（研究成果に関する権利の帰属）、第14条（特許等の出願・費用）、第15条（甲の単独発明等の取扱い）、第16条（共同発明等の取扱い）、第17条（甲による発明等の実施）、第18条（共有の権利の第三者譲渡・放棄）、第19条（プログラム等著作物等の取扱い）、第20条（秘密保持）、第21条（秘密情報の使用）、第22条（研究成果の公開・発表）、第26条（損害の賠償）、本条及び第30条（裁判管轄）の各条項は、本契約の終了後においても、各条項に定める期間又は各条項の目的とする事項が存続する期間中、なおその効力を有する。

（協議）

第29条　本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上、これを定める。

（裁判管轄）

第30条　本契約に関する紛争については、被告の主たる事業所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有する。

20＊＊年＊＊月＊＊日

　甲　東京都目黒区大岡山二丁目12番１号

国立大学法人東京工業大学

契約担当役　理事・副学長

研究・産学連携本部長

　　　　　　渡　辺　　治

乙　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊株式会社

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊

＊　＊　　＊　＊

別紙1

* 1. 共同研究の表示

1. 研究題目
2. 研究目的
3. 研究内容
4. 研究分担

甲

乙

1. 研究スケジュール　（□　次の通りとする。　□　随時定める。）
2. 研究実施場所

甲　東京工業大学　　学院

　　東京都目黒区大岡山二丁目12番１号/神奈川県横浜市緑区長津田町4259番地

乙

1. 特記事項　（□　次の通りとする。　□　無し）
   1. 研究期間

20＊＊年＊＊月＊＊日から20＊＊年＊＊月＊＊日まで

3-1.研究担当者（下欄中の※の表示のある者を研究代表者とする。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属・職名 |
| 甲 | ※ |  |
| 乙 | ※ |  |

3-2.研究協力者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属・職名（学生の場合は課程） |
| 甲 |  |  |
| 乙 |  |  |

1. 民間等共同研究員　（□　次の通りとする。　□　無し）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属・職名 |
| 乙 |  |  |

1. 受け入れ期間は、20＊＊年＊＊月＊＊日から20＊＊年＊＊月＊＊日までとする。
2. 研究料は、民間等共同研究員1人につき、年額金841,160円とする。
3. 乙が本共同研究の用に供する設備　（□　次の通りとする。　□　無し）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称・型式 | 数量 |
|  |  |

1. 本欄は、第6条第2項に基づき、本共同研究のために乙が甲の研究実施場所に設置する場合のみ記入する。
2. 研究経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 直接経費 | 間接経費 | 研究料 |
| 金　円 | 金　円 | 金　円 |
| 合計　金　円 | | |

1. 間接経費は、直接経費の30％相当額とする。
2. 直接経費、間接経費及び研究料のいずれについても、消費税額及び地方消費税額を含む。
3. 研究経費の分割支払い　（□　次の通りとする。　□　無し・一括支払い）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支払期日 | 支払金額 |
| 第1回 | 請求書に定める日 | 金　円 |
| 第2回 | 20　　年　月　　日 | 金　円 |
| 第3回 | 20　　年　月　　日 | 金　円 |

別紙2

特別試験研究費税額控除制度の適用　（□　希望する。　□　希望しない。）

1. 特別試験研究費税額控除制度の適用を希望する場合は以下の各号を確認し必要事項を記載する。

(1)　共同試験研究の目的及び内容（租税特別措置法施行規則第20条第11項第1号。以下、租税特別措置法施行規則を「財務省令」という。）

別紙1　1．(1)研究題目～(3)研究内容　に記載。

(2)　共同試験研究の役割分担及びその内容（租税特別措置法施行令第27条の4第18項第2号。以下、租税特別措置法施行令を「政令」という。）

別紙1　1．(4)研究分担　に記載。

(3)　共同試験研究の実施期間（財務省令第20条第11項第2号）

別紙1　2．研究期間　に記載。

(4)　共同試験研究の参加企業及び大学等の名称等（財務省令第20条第11項第3号）

契約に係る記名押印部分　に記載。

(5)　共同試験研究の実施場所（財務省令第20条第11項第4号）

別紙1　1．(6)研究実施場所　に記載。

(6)　共同試験研究に使用する設備の明細（財務省令第20条第11項第5号）

別紙1　5．乙が本共同研究の用に供する設備　に記載。別紙1　5．以外に甲及び乙が本共同研究に供する設備については以下に記載。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称・型式 | 数量 |
|  |  |

1. 第6条第2項に基づき、共同研究のために乙が甲の研究実施場所に設置する場合、当該設備については別紙1　5．へ記入する。

(7)　共同試験研究に直接従事する研究者の氏名（財務省令第20条第11項第6号）

別紙1　3-1．研究担当者　及び　4．民間等共同研究員　に記載。

(8)　費用の分担及びその明細（政令第27条の4第18項第2号）

　　　20＊＊年度　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約当事者 | 金　額 | 内　訳 | | |
| 甲 | 0 | 0 | | |
| 乙 |  |  | 自社外試験研究費 |  |
|  | うち直接経費 |  |
|  | うち間接経費 |  |
|  | うち研究料 |  |
| 自社内試験研究費 | |  |
| 合　計 |  |  | | |

　　注1 自社内試験研究費及び自社外試験研究費のいずれについても、消費税額及び地方消費税額を含む。

　　注2 自社外試験研究費は，甲が支出する共同試験研究費のうち，乙が負担するもの。

　　注3 自社内試験研究費は，共同試験研究に要する試験研究費のうち，乙が自らの費用負担で支出する共同試験研究に係るもの（自社外試験研究費を除く）。

　　　自社外試験研究費のうち直接経費の内訳（見込額）　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 備品費 | 消耗品費 | 人件費・謝金 | 旅費 | その他 | 合計 |
|  |  |  |  |  |  |

　　　自社内試験研究費の内訳（見込額） 　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 原材料費 | 人件費 | 経費 | 委託研究費 | 合計 |
|  |  |  |  |  |

　　注1 自社内試験研究費の経費は，旅費，外注費，減価償却費，光熱費，修繕費等を含む。

(9)　乙が負担した費用の額の確認及びその方法（政令第27条の4第18項第2号）

甲は，本契約、甲の経理データ及び乙の経理データ（又は乙の特別試験研究費の監査に関する報告書）により以下を確認する。

　a）甲が支出した本共同試験研究に係る費用であって乙が負担したもの（本契約において乙が負担することとされているものに限る。）であること

　b）乙が本共同試験研究に要した費用（自社内試験研究費）の額（本契約において乙が負担することとされているものに限る。）であること

(10)　成果の帰属及びその内容（政令第27条の4第18項第2号）

第13条（研究成果に関する権利の帰属）　に記載。

(11)　成果の公表（政令第27条の4第18項第2号）

第22条（研究成果の公開・発表）　に記載。

(12)　定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法（財務省令第20条第11項第7号）

甲及び乙は，共同試験研究の進捗状況について，定期的（少なくとも年1回以上）に相手方に対し報告を行うものとし，当該報告については甲乙が署名又は記名押印のうえ書類又は電子媒体で保存するものとする。なお、甲においては、甲の研究担当者の署名又は記名押印をもって甲の署名又は記名押印に代えることができる。